

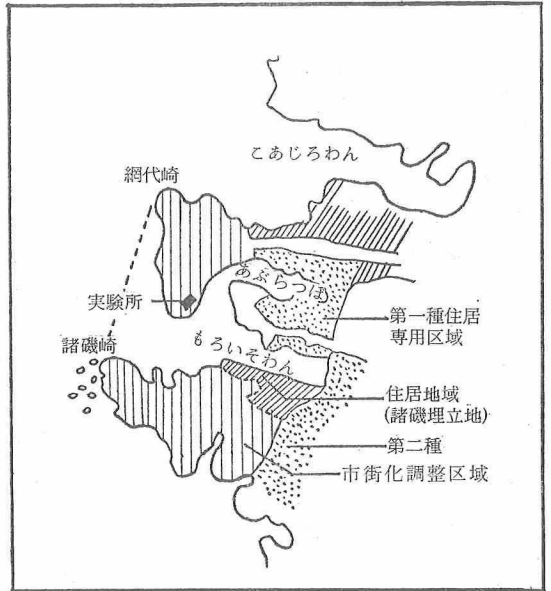
受 難 さ わ ぎ の 生 物

小 林 英 司 (臨海)

臨海実験所は、明治 18 年三崎町の民家の間に建てられたが、明治 30 年新井城跡の現在地へ移転した。沖合いを流れる黒潮や、複雑な地形に恵まれた実験所周辺の生物相は、その豊かさおいて世界的に著名である。最近、実験所を利用する研究者や大学院生が激増し、研究用のスペースが不足となってきたので、水族館の公開を中止して、これを研究室と生物の飼育室に改造中である。水族館前の池のウミガメは多くの人の記憶に残っているようで、その運命についてしばしば問われる。こうして研究用のスペースが多少とも増し、また研究者や実習学生の宿舎の改築も間近かいと聞き、所員一同喜んでいた矢先に、実験所近辺で生物の滅亡を招くような事件が二つ起こった。

その一つは、昨年の春に起こったヨットハーバーの件である。実験所真向いの諸磯の埋立地を根拠として、ある会社が諸磯湾に東洋一のヨットハーバーを設立する計画を持ち、漁業組合と交渉の段階にあった。このヨットハーバーが設立されると、網代崎と諸磯崎を結ぶ線以内の生物相は貧弱になり、貴重な生物が絶滅すると思われるので、実験所は会社や関係当局に設立中止の要望書を提出した。幸いに神奈川県知事は議会で設立不許可の方針を表明し、三浦市議会も反対の意向を示したので、この件は一応落ち着いた。この際、日本動物学会、日本藻類学会、日本魚類学会、国立臨海実験所長会議が、それぞれ関係当事者に中止の要望書を提出して実験所を援助して下さった。

つぎに問題となっていることは、昭和 46 年 1 月 1 日施行の都市計画法にもとづく、用途地域の決定に関するものである。三浦市の都市計画審議会は、市の土地について一年余にわたり審議を重ね、本年 3 月末、試案をまとめた(第 1 図)。この試案によると、実験所対岸の諸磯埋立地が住居地域に指定されている。住居地域には、ホテル、旅館、マンション、ボーリング場などが建設できる。実験所では試案ができる前に、せめて個人の



第 1 図

住宅のみしか建てられない第一種住居専用地域に指定されるよう市長、市審議会議長および最終決定を下す県知事に、種々起こるべき被害のデータを添えて要望書を提出していた。市の審議の試案は誠に残念といわざるを得ない。そこで、これらの事情を理学部長、本学公害委員会委員長、本部事務局に聞いていただいたところ、幸いにも総長が県知事に要望書を提出して下さり、また部長も県知事に会われ上記の趣旨を要望された。また、研究や実習のため本実験所を利用される他大学でも、以上の事情を知り、進んで要望書を関係当局に送って下さった。埼玉大学学長、都立大理学部長、早大教育学部長の方々である。日本動物学会関東支部長も要望書を提出された。最終決定は月末と聞く。せめて第一種住居専用地域になることを祈っている。

以上のように同じ土地を中心に、引続き二件の問題が

起こった。いま、わが国における将来の海洋生物学の研究と教育を思うとき、この諸磯の埋立地は大学で購入すべきであるという結論に達する。さもなければ同じ問題の繰返しが予測され遂には生物を失う破目にならないとも限らない。以上の二件は、ただ単に研究と教育のための生物保護という問題にとどまらず、風光明媚な油壺湾、諸磯湾の環境保全の中の問題の一部でもある。

一方、実験所は昭和 48 年 4 月 1 日公布の神奈川県
の自然保護条例にもとづき、周辺の海域を自然保護区と
すべく、管財課と連絡の上、県知事に要望している。万
一、実験所周辺の生物が絶滅するようなことがあって

も、実験所は他所へ移転すべきではないと思う。三崎は
東京から日帰りできる距離にあり、来所に時間はとられ
ない。したがって研究者は実験所でゆっくり研究態勢を
とり、一方採集人が快速艇かヘリコプターを使用し遠く
で実験材料を蒐集し、実験所へ持ち帰る。研究者はこれ
を研究に使用する。このような運営の方が、移転するよ
りも賢明である。最近は、以上の二問題にとりつかれ、
自然の中に躍動する生命の不思議さに感嘆する機会も少
なくなり、逆に所長の残りの任期の日月を指折り数える
機会の方が多くなった。自然の中に帰りたいと思うが、
そのためには自然を護らなければならない。